

山建発第 19 号
令和8年5月28日

各 支 部 長 様

一般社団法人 山口県建設業協会長

中東情勢の緊迫化に伴う資材価格の高騰及び納期遅延等に関する
情報の提供について（依頼）

平素から、本協会の運営に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり、山口県土木建築部長から依頼がありました。

つきましては、各支部におかれましては、中東情勢の緊迫化に伴う建設工事への影響等に関する情報を入手された際は、本部まで、御提供いただきますようお願いいたします。

また、山口県が発注する工事につきましては、令和8年4月24日、本協会が山口県土木建築部長に対して、「中東情勢の影響等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」で要望したこともあり、別添のとおり、適正な請負代金や工期の確保等に努めることとされていますので、会員の方々へ周知いただきますようあわせてお願いいたします。

山口県建設業協会 担当：近道 TEL:083-922-0857 FAX:083-923-7101

令 8 技術管理第 226 号の 1
令和 8 年(2026 年)5 月 26 日

一般社団法人山口県建設業協会長 様

山口県土木建築部長

中東情勢の緊迫化に伴う資材価格の高騰及び納期遅延等に関する
情報の提供について (依頼)

平素から、本県の土木建築行政に、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今般の中東情勢逼迫化に伴い、石油由来製品の価格高騰や納期の遅延等による建設
工事への影響が懸念されております。

このため、本県では、「山口県建設工事請負契約書第 2 5 条第 5 項 (単品スライド条項)」
の適正な運用や受注者からの協議の申出等について適切に対応することとし、受注者を通じ
て、資材価格の高騰等の情報収集に努めているところです。

つきましては、各団体におかれましても、中東情勢の緊迫化に伴う建設工事への影響等
に関する情報を入手された際は、下記連絡先まで、御提供いただきますようお願いいたします。

また、本県が発注する工事につきましては、別添のとおり、適正な請負代金や工期の確保
等に努めることとしていますので、会員の方々へ周知いただきますようお願いいた
します。

記

1 提供先・問合せ先

山口県土木建築部 技術管理課 技術指導班

担 当 : 石田、藤田

TEL:083-933-3636、FAX:083-933-3669

E-mail:a18000@pref.yamaguchi.lg.jp

2 提供方法

電子メールまたは FAX での御提供をお願いします。

以 上

中東情勢の緊迫化に伴う山口県発注工事における 適正な請負代金や工期の確保について ～ お知らせ ～

令和 8 年 5 月
山口県土木建築部

中東情勢の緊迫化に伴い、石油由来製品の価格の高騰や、資材の納入時期の見通しが立たないなどの影響が懸念されていることから、本県が発注する公共工事において、受注者からの申出に対し、「山口県建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）」等の運用をはじめ、下記のとおり適正に対応することとしていますので、お知らせします。

1 スライド条項の適正な運用

(1) 山口県建設工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用については、「単品スライド運用基準」、及び「単品スライド運用マニュアル」に基づき、適正に運用します。

また、協議の申出時点で、残工期が 2 ヶ月未満の工事においても、適切に価格転嫁するよう対応します。

(2) 山口県建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用については、「インフレスライドの運用について」、及び「インフレスライド条項運用マニュアル」に基づき、適正に運用します。

(3) スライドに係る手続きを簡素化するため、令和 8 年 3 月から、請求等の様式を廃止し、打合せ簿に必要事項を記入する方法に変更するとともに、スライド調書等の様式の削減等の変更を行っています。

※ (1) ～ (3) の運用基準等は、技術管理課ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>

(4) 建築営繕工事における積算単価について、令和 7 年 12 月 1 日以降に入札公告又は指名通知した建築営繕工事関係において、土木工事関係と同様に、積算価格に係る内訳書及び代価表等の数量、金額等を公表するよう取扱いを改正しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23407.html>

2 適正な工期の設定

(1) 資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう、工期の変更を行います。

(2) 工期の延長等により必要となる経費については、適正に計上します。

以 上